## 議案第11号

向日市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

向日市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項 第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

向日市長 久 嶋 務

## 条例第 号

向日市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準 用する法第26条の規定に基づき、向日市新型インフルエンザ等 対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定め ることを目的とする。

(組織)

- 第2条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の 事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長 を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命 を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を 置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。 (会議)
- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑 に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において 「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他

市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、 本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。